

米国とカナダのBSEサーベランス

		日本	アメリカ	カナダ
BSE 検査	健康と畜牛	21ヵ月齢以上の全ての牛 (2005年8月～) (ただし、現時点では各自治体が自主的に20ヶ月齢以下の牛を検査)	検査実施せず。	検査実施せず。
	リスク牛	24ヵ月齢以上のリスク牛全頭 (24ヵ月齢未満であっても中枢神経症状を呈した牛や歩行困難牛等は対象)	1990年 サーベランス開始 2002年 サーベランス対象頭数の拡大(実績 : 約2万頭/年) 2004年 強化サーベランス(30ヵ月齢以上の死亡牛・歩行困難牛等)(実績: 約75万頭/約2年) 2006年 サーベランスの変更(30ヵ月齢以上の高リスク牛、全月齢のBSEを疑う神経症状を呈する牛等)(実績: 約4万頭/年)	1992年 サーベランス開始 2004年 サーベランス対象頭数の拡大(30ヵ月齢以上の高リスク牛、全月齢のBSEを疑う神経症状を呈する牛等)(実績 : 約3万頭/年)

1

米国におけるBSE感染牛の概要 (2012年6月現在)

確定診断年月日	最終飼養場所 生産場所	品種 性別	生年月日 月齢	備考
2003年12月	ワシントン州 (カナダからの輸入牛)	ホルスタイン種 雌	1997年4月 80ヶ月齢	カナダアルバータ州生まれ
1 2005年6月	テキサス州 テキサス州	ブラーマン交雑種 雌	不明 約12歳齢	歩行困難・ 非定型BSE(H型)
2 2006年3月	アラバマ州 特定できず	交雑種 雌	不明 約10歳齢	歩行困難・ 歯列で年齢推定・ 非定型BSE(H型)
3 2012年4月	カルフォルニア州 カルフォルニア州	乳牛 雌	2001年 10歳7ヵ月齢	歩行困難・ 非定型BSE(L型)

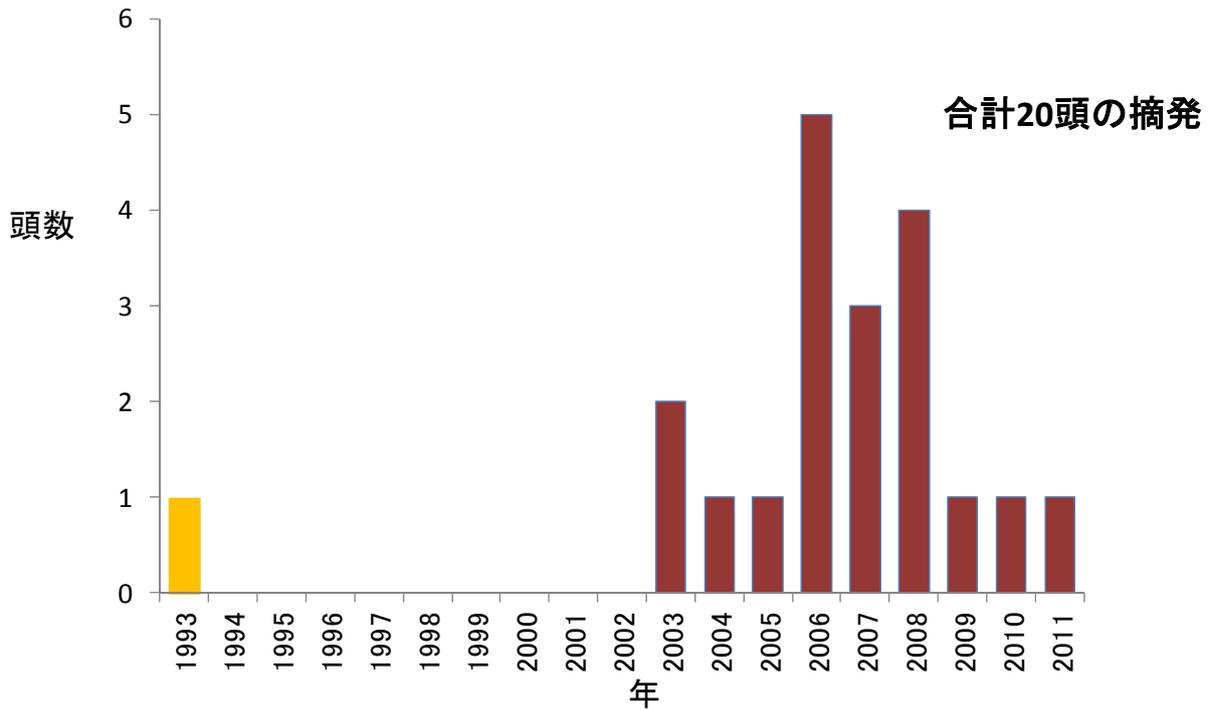
飼料規制

1997年: ほ乳動物由来たん白質(豚・馬由来など除く)の反すう動物用飼料への利用禁止
2009年: 飼料規制の強化



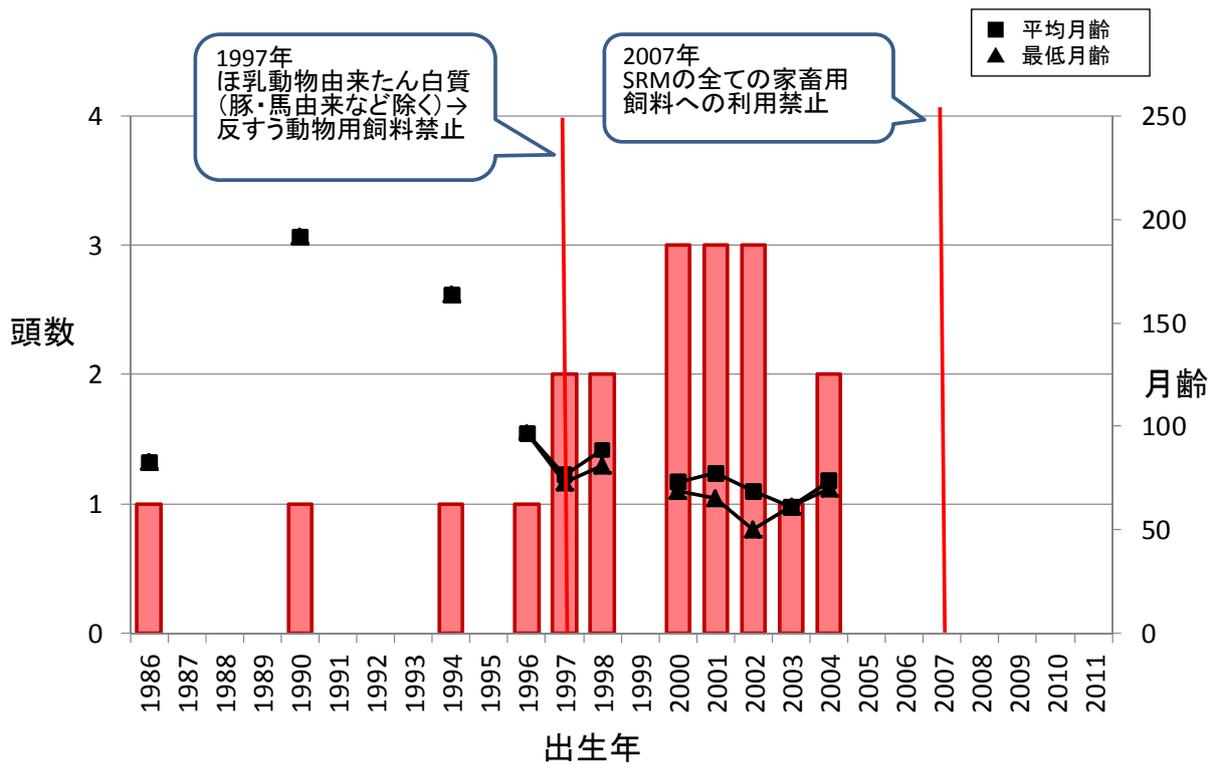
2

年別BSE摘発頭数(カナダ)



注) 英国からの輸入牛1頭(1993年)及び米国で確認されたカナダからの輸入牛1頭(2003年)を含む。 3

出生年別BSE発生状況(カナダ)



カナダにおけるBSE感染牛の地理的分布 (2012年6月現在)



*1993年に英国からの輸入牛の摘発

5

日本、EU、米国、カナダの飼料規制(2012年6月現在)

		日本			EU域内			米国			カナダ		
		飼料用途			飼料用途			飼料用途			飼料用途		
		牛用	豚用	鶏用	牛用	豚用	鶏用	牛用	豚用	鶏用	牛用	豚用	鶏用
肉 骨 粉	牛由来	×	×	×	×	×	×	△ ※1	△ ※1	×	△ ※2	△ ※2	
	豚由来	×	○	○	×	×	×	○ ※3	○	○	○ ※3	○	
	鶏由来	×	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	

※1)米国は2009年10月に、30ヶ月齢以上の牛由来の脳、せき髄等を全ての家畜飼料に利用することを禁止した。

※2)カナダは2007年7月に、SRMを全ての動物用飼料・肥料に利用することを禁止した。

※3)米国・カナダでは1997年に、ほ乳動物由来のたん白質を反すう動物用飼料への使用を禁止しているが、豚及び馬由来たん白質などは禁止物質から除かれている。

6

家畜飼料への使用禁止部位(牛由来)の概要

		米国		カナダ		日本	
		反すう動物 (1997年～)	反すう動物以外 (2009年10月～)	反すう動物 (1997年～)	反すう動物以外 (2007年7月～)	反すう動物 (2001年10月～)	反すう動物以外 (2001年10月～)
脳	30カ月齢以上	×	×	×	×	×	×
	30カ月齢未満	×	○	×	○	×	×
せき髄	30カ月齢以上	×	×	×	×	×	×
	30カ月齢未満	×	○	×	○	×	×
頭蓋		×	○	×	×(注1)	×	×
眼		×	○	×	×(注1)	×	×
三叉神経節		×	○	×	×(注1)	×	×
せき柱		×	○	×	×(注1)	×	×
背根神経節		×	○	×	×(注1)	×	×
扁桃		×	○	×	×(注1)	×	×
回腸遠位部		×	○	×	×	×	×

×: 飼料利用不可 ○: 飼料利用可

SRM*...OIEステータスで「管理されたリスクの国」のSRM

注1)カナダにおける反すう動物以外の家畜飼料への使用禁止部位は、回腸遠位部以外、30か月齢以上の当該部位とされている。